告　示

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

平成 26 年２月３日

北陸信越運輸局長　和迩　健二

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、「（富山県及び石川県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員については、192,000円）」を削除し、「１人歩船員192,000円」を「１人歩船員194,200円」に改正することが適当である。

２．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、「１人歩船員192,000円」を「１人歩船員194,200円」に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第１号

四国地方交通審議会から四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

平成 26 年２月３日

四国運輸局長　丸山　研一

四国地方交通審議会の意見（要旨）

１．四国海上旅客運送業最低賃金については、職員（船長を含む。）の最低賃金額「238,270円」、部員の最低賃金額「170,100円」の改正は行わないことが適当である。

２．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「178,600円」を「179,500円」に改正することが適当である。

３．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「182,550円」を「182,800円」に改正すること、愛媛県に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に係る最低賃金額「169,100円」の改正は行わないことが適当である。

国家試験

平成 25 年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第３条の規定に基づき平成25年10月10日及び11日に実施した平成25年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり公示する。

平成 26 年２月３日

経済産業大臣　茂木　敏充

１．航空機

101003　101006　101012　101013　101014
101016　101017　101018　101021　101024
101029　101032　101033　101035　101041
101042　101043　101051　101053　101056
101057　101060　101066　101076

２．航空機用原動機

102002　102003　102005　102016　102023
102027　102040　102050　102060　102061
102063　102064　102065　102067　102082
102085　102091　102095　102096　102099

３．航空機用プロペラ

103007　103008

４．回転翼

104003

５．降着装置

105007　105010　105013　105022　105027

６．発電機

106001　106004　106007

７．空気調和装置用機器

107002　107005　107007　107010　107012
107013

８．飛行指示制御装置

108002　108003　108005　108006　108009
108015　108019

９．統合表示装置

109001　109002　109003　109004　109005
109006　109008　109011　109013　109015
109016　109017　109020

10．航法用電子計算機

110006　110011　110014　110021　110027

11．レーザージャイロ装置

111002

12．回転翼航空機用トランスミッション

112012

13．ガスタービン発動機制御装置

113003　113007　113013　113015　113017
113019　113020

合格者数　95名

公　示

議　事　項

工場財団

湖西市入出475番地の12**遠州電源開発株式会社**の湖西市新所4425番２メガソーラーこさいについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年２月３日

静岡地方法務局浜松支局

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成26年１月14日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成 26 年２月３日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

団体の名称　岩手県社会保険労務士会
住所　岩手県盛岡市山王町１番１号

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７２２５３号

東京都中央区日本橋室町１丁目９番14号
申立人　東京シティ信用金庫
本籍東京都江戸川区東小岩６丁目769番地、最後の住所東京都江戸川区東小岩６丁目32番16号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成25年４月７日、出生の場所東京府東京市江戸川区、出生年月日昭和15年８月５日、職業不詳
被相続人　亡　福岡　準二
事務所東京都千代田区神田駿河台２丁目８番地瀬川ビル４階お茶の水共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野美奈子（登録姓林）

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第４０１１５号

横浜市中区日本大通９
申立人　横浜地方検察庁
検察官検事　加藤　修司
本籍横浜市南区中村町３丁目219番地、最後の住所横浜市南区中村町３丁目189番地８カツマタホーム1307号、死亡の場所横浜市南区、死亡年月日平成24年10月12日、出生の場所横浜市中区、出生年月日昭和７年４月３日、職業不詳
被相続人　亡　巣組　　榮
事務所横浜市青葉区市ケ尾町534番地11
相続財産管理人　司法書士　山﨑　敦子

横浜家庭裁判所